

平成26年4月8日

高校1年生保護者の皆様へ

学校法人 上宮学園

## 高等学校就学支援金等についてのご案内（重要）

この度のご息ご令嬢のご入学、心よりお慶び申し上げます。  
早速ではありますが、当学園では下記のように就学支援金を取り扱います。ご一読の上、ご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 国の就学支援金

##### ① 制度の概要

保護者の市民税所得割額（親権者合算）が、304,200円未満の世帯に対し、月額9,900円（年額118,800円）が国から支給されます。また、所得に応じて1.5倍または2倍若しくは2.5倍に加算されます。

| 市民税所得割額（親権者合算）        | 加算割合 | 就学支援金額     |
|-----------------------|------|------------|
| 非課税・0円、生活保護           | 2.5倍 | 年額297,000円 |
| 1円以上、51,300円未満        | 2倍   | 年額237,600円 |
| 51,300円以上、154,500円未満  | 1.5倍 | 年額178,200円 |
| 154,500円以上、304,200円未満 | 加算なし | 年額118,800円 |
| 304,200円以上            |      | 対象外        |

##### ② 申請書の提出

高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（別紙の様式第1号：表裏）に保護者（父母）両名の**平成25年度**の所得証明（※1）を添付の上、**4月15日（火）までに必ず提出**してください。

また後期分（7月～3月）の認定に関しては**平成26年度**所得証明書（※1）が必要となりますので、7月以降にお知らせの予定となっております。再度、生徒を通じて配布いたします書類をご確認ください。書類の配布に関しましては、本校HPやメール配信でお知らせいたしますのでご注意ください。

※1 所得証明書とは、市民税の所得割額・扶養の状況が記載された市民税特別徴収税額の通知書、市府民税課税通知書、市府民税納税証明書、生活保護受給証明書等です（コピー可）。源泉徴収票は認められません。所得基準は父母合算です。父母ともに市民税が課されている方は両方必要です。

③ 就学支援金及び府県補助金の支給について

今回ご提出いただく就学支援金認定申請書に基づき4～6月の就学支援金を2期分学費(8月～11月分)と相殺します。残り9か月分の就学支援金は7月頃ご提出いただく収入状況届出書に基づき、3期分学費と相殺します。大阪府・奈良県・兵庫県の補助金等につきましては3期分学費納入に合わせて返金・相殺させていただく予定です。

大阪府・奈良県・兵庫県の補助金について

大阪府の授業料支援補助金の申請時期は7-8月頃、奈良県・兵庫県の授業料軽減補助金の申請時期は7-9月頃の予定です。(これらの申請には平成26年度の所得証明書(※1)が必要です。就学支援金の申請をされる際にコピーを取っておかれることをお勧めいたします。)

**いずれの補助金も申請書が提出されなければ支給されませんので、申請書類は期限内に必ず提出してください。申請期限を過ぎますと補助金を受けられなくなりますので、提出期限は厳守願います。**

大阪府の授業料無償化制度とはこれらの国や府の補助金を合わせたものです。申請がなければ補助金を受けられませんのでご注意ください。

以上

## 就学支援金認定申請書提出期限

平成26年4月15日 16:00

提出先 事務局受付

お問い合わせ 上宮高等学校 事務局庶務係

06-6771-5701

受付時間 平日 8:30-17:00

土曜日 8:30-16:00